旅行サービス手配業の 新規登録を申請する方へ

神奈川県国際文化観光局観光課

電話 045-210-5765 (直通)

〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区 日本大通1 (新庁舎エネルギーセンター棟1階)

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/ryokogyo.html



旅行サービス手配業の新規登録申請について

業務の範囲と登録行政庁

			国 内			海	外
	運送等サー	ビスの手配	運送等関連サービスの手配			雷	雷
	運送サービ スの手配	宿泊サービ スの手配	全国・地域通訳案 内士以外の者が有 償で行う通訳案内 サービスの手配	輸出物品販売場 (いわゆる免税 店)における物 品の譲渡サービ スの手配	その他の 運送等関 連サービ スの手配	運送等サービス	ビスの手配
手 配 業	0	0	0	0	登録不要	登録不要	登録不要

※旅行サービス手配業については、主たる営業所の所在地(旅行サービス手配業務に関し営業の本拠となる営業所)を管轄する都道府県知事の登録になります。(したがって、登記上の本店所在地と登録行政庁が異なる場合もあります。)

1 旅行サービス手配業登録制度

(1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を営む主たる営業所 の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてはならない。

<旅行業法第23条、同法施行規則第42条>

(2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は申請書及びその他国土交通省令で 定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。

<旅行業法第24条、同法施行規則第43条>

(3)登録を受けないで旅行サービス手配業を営んだ者は法律により処分される。

<旅行業法第74条>

2 登録の拒否要件

登録の申請者が次の(1)~(9)に該当する場合はその登録は拒否される。

<旅行業法第26条>

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、 又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの 日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合にお いては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人 の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その

執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者

- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5)営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)~ (4)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国 土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうちに上記(1)~(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第28条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確 実に選任すると認められない者

3 申請手続きについて

(1) 電子申請手続き及び電子納付の実施

- 令和5年5月1日から、申請手続き及び手数料の納付について、本県の電子申請システムである「e-kanagawa電子申請」を利用した電子申請手続き及び電子納付を実施します。
- 「e-kanagawa電子申請」を使用するためには、事前に「利用者登録」が必要となります。以下のURLから、「利用者登録」を行ってください。

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

〔電子申請手続きが難しい方〕

- ・ 諸事情により、電子申請手続きが困難である場合、これまで通り、紙媒体の申請書による窓口での申請を当面の間、受け付けますので、事前に当課までご相談ください
- ・ 窓口申請の場合、手数料については、当面の間、証紙貼付により行います。(窓口での電子納付についても検討を進めています。)

(2) 申請手続きの流れ

○ 申請手続きの流れは、次のとおりです。

はじめに、「e-kanagawa電子申請」の「利用者登録」を行ってください。

- ① 「e-kanagawa電子申請 (様式名:旅行サービス手配業登録 (新規登録))」を通じて、申請書類を提出してください。
- ※ 検索キーワードに「旅行」と入力し、「絞り込みで検索する」を押下すると、「手続き一覧」に関係手続が表示されます。
- ② 申請について、審査を行い、不備がなければ、登録手続きを行います。
- ③ 登録作業完了後、「登録通知書」を送付します。登録番号や有効期限を記載していますので、大切に保管してください。

4 申請に必要な書類等

- 〇 「旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表」のとおり
- ※ 次の URL から、申請書類等をダウンロードしてください。

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo_yoshiki.html

5 手数料

15,010円(申請時に「e-kanagawa 電子申請」で電子納付)

6 新規登録申請にあたって特に注意する事項

- (1) 主たる営業所所在地が神奈川県内にあること。
- (2) 旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。
 - ①1営業所につき1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。
 - ②選任する旅行サービス手配業務取扱管理者は、登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は国内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあっては総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、海外の旅行について旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあっては総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任すること。
 - ③選任する旅行サービス手配業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための、登録研修機関が実施する研修を受講していること。ただし、5年以内に総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者は除きます。
 - ④従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行サービス手配業務取扱管理者 を選任すること。

【継続研修受講対象者の考え方】

- 1 旅行サービス手配業務取扱管理者
- (1)要件
- 国内旅行業務取扱管理者又は総合旅行業務取扱管理者の資格保有者
- 旅行サービス手配業務取扱管理者研修(初回研修)修了者

(2) 継続研修受講対象者

- 旅行サービス手配業務取扱管理者に選任されているもの
- 旅行サービス手配業務取扱管理者または国内旅行業務取扱管理者もしくは総合旅行業 務取扱管理者の資格を有し、旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みの者

【考え方】

○ 旅行サービス手配業務取扱管理者に<u>選任される時点</u>で、基本的には、<u>研修を修了</u>する必要がある。

<初回選任時>

旅行業務取扱管理者資	研修受講不要		
	初回研修受講対象者	選任時までに初回研修を修了すること	
上記以外の者		5年以内に初回研 修修了の場合	継続研修受講不要
	初回研修修了者	<u>初回研修修了から</u> <u>5 年経過</u> している 場合	選任時までに継続研 修を修了すること

く選任後>

旅行業務取扱管理者資格保有者	選任から5年以内に 「継続研修」を修了 すること ※初回研修ではない
上記以外の者	選任から5年以内に 「継続研修」を修了 すること

7 登録後の手続き等

- ※旅行サービス手配業者が責任を持って誤りなく行ってください。
- I 登録後営業開始前に行うこと
 - 〇契約書面の交付の準備:契約書面の交付の準備をすること(国土交通省令で定める場合を除く。)。

<旅行業法第30条第1項>

Ⅱ 登録後必要な場合行うこと

○登録事項の変更届出:登録事項等に変更があった場合には、30日以内に別紙「旅行サービス手配業登録事項変更届出書類一覧表」を参考に県観光企画課へ届け出ること。

<旅行業法第27条第1項>

※営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関して契約を締結できないので注意すること。

<旅行業法第28条第2項>

Ⅲ その他

上記のほか、旅行業法及びその他の法令を遵守し、適切に営業を行うこと。